

Q5-2.台湾の税金のうち、主なものについて教えてください。

営利事業所得税(Q6 番台参照)、総合所得税(Q7 番台)、営業税(Q8番台)については個別の Q をご参照ください。そのほかの主な税金について、以下説明します。

貨物税

貨物税は、特定の物品(ゴムタイヤ、セメント、飲料、ガラス板、石油・ガソリン、電化製品および車輛)を国内製造または輸入した時に課される物品税です。特定の状況下では免税となる物品もあります。貨物税の税率は 8%から 30%と幅があり、個々の状況下で物品の価値や数量に応じて課税されます。

台湾内で製造される物品は、工場から出荷された際に製造業者に貨物税が課されます。課税標準は、製造業者の工場出荷額からその価格に含まれる貨物税額を控除した金額です。輸入品に対する課税標準は、関税の課税標準に関税を加えた金額です。

貨物税の納税義務者は台湾内製造業者、荷受人、船荷証券保有者もしくは海外からの課税輸入物品の所持人です。工場から出荷された物品に対し、翌月 15 日までに所轄税務局に貨物税の申告および納付を行う必要があります。輸入品についての貨物税は、納税義務者が税関に申告し関税と共に税関に納付します。

関税

保税区内への輸入物品のように法律上その課税が免除されている場合を除き、全ての輸入品に関税が課されます。台湾の関税の仕組みは世界貿易機構(WTO)の評価ルールおよび統計品目番号(Harmonized Commodity Description and Coding System、通称「HS コード」)に従っています。

台湾の関税率は、WTO 加盟国およびその他台湾と互惠待遇関係を持つ国々に適用される最恵国レート、特惠レート、それ以外の全ての輸入物品に適用される一般レートの 3 種類のレートにより構成されています。2021 年の輸入品に課税される平均名目関税率は 6.34%です。

関税の納税義務者は荷受人、船荷証券保有者もしくは輸入物品の所持人のいずれかです。関税額は、輸入貨物の評価額や数量に従って算出されます。CIF を用いた取引価格が関税評価の主たる評価方法となります。

納税義務者は輸入品が台湾に到着した日から 15 日以内に税関に輸入申告をしなければなりません。輸入者は事前申告も可能です。輸入申告書には、輸入者の関連者間取引情報を記載する必要があります。関税は納税通知書を受取った日の翌日から 14 日以内に納付しなくてはなりません。

土地および不動産に関する税金

地価税

地価税(LVT)は、各納税義務者の所有する、地方政府により地価が登録されているすべての土地に対して課されます。LVTは使用地の地価評価額をその所在地ごとの平均地価と対比し1～5.5%の累進税率もしくは土地の用途により定められた特殊税率で課税されます。

房屋税

房屋税は、台湾の全建物に対し、建物の分類ごとに定められた税率を用いて課税されます。毎年の不動産評価額に対し、住宅用の場合1.2～3.6%で、商業用建物の場合は3～5%の税率で課税されます。

土地増値税

台湾での土地の売却時には、土地増値税が課税されます。政府による公告地価の所有期間中の増分に課税され、物価調整後、20～40%の通常累進税率もしくは10%の特殊税率が適用されます。

不動産取引に対する所得税課税

不動産取引における売却益に対して2016年より房地合一課税と呼ばれる制度が導入され、2016年1月1日以降に取得した不動産の売却益について所得税が課税されることとなりました。課税標準は不動産の取引価額から関連原価・費用および土地増値税課税対象となる地価増値額を差引きます。適用税率は納税義務者の不動産の所有期間と居住状況によって異なり、台湾法人の場合は20%、台湾居住個人の場合は所有期間等の状況により10%～45%、非居住の法人・個人は所有期間により35%または45%となっています。なお、台湾法人についても一定年数未満の保有期間の不動産の売却については、高税率を適用する法案が2021年3月時点で検討されています。

一方、2015年以前に取得された不動産には房地合一課税は適用されず、建物売却益には所得税が課されますが、土地売却益には所得税は課されません。ただし、所有期間中の公告地価の所有期間中の増分に土地増値税が課されます。

契約税

契約税は土地増値税の適用外の不動産売買等の際に課税されます。税率は政府による公告地価の2～6%です。

遺産および贈与税

死亡時に残した遺産に対して遺産税が、財産の贈与を行った際には贈与者に対して贈与税が課されます。台湾人居住者の場合、全世界の資産に対して課税されます。故人もしくは贈与者が経常的に台湾外に居留している台湾人や外国人の場合には、台湾内の資産に対してのみ遺産および贈与税が課されます。課税対象となる遺産額または贈与額が一定の免税額を上回った場合には、10%、15%、および20%の累進課税率により課税されます。

特殊貨物および役務税

特定の物品および役務の販売、製造および輸入に対し従価ベースで特殊物品および役務税(贅沢税)が課税されます。課税対象項目は、NT\$300万以上の高級車、自家用飛行機およびヘリコプター、100フィート以上の長さのヨット、野生動物副産物、高級家具、およびNT\$50万以上の償還権のない会員権です。これらの販売価格もしくは課税額に対して税率10%を用いて課税されます。

証券取引税、先物取引税

特定の種類の証券の取引時には、証券取引税が課されます。その税率は、株券の場合は取引額の 0.3%、その他許可された証券の場合は 0.1%です。社債や金融債の取引、また主に債券投資に使われる上場投資信託の売買は 2026 年末までは課税が免除されています。

先物取引に対しては税率 0.0000025%～0.001%の先物取引税が課されます。

印紙税

印紙税は、台湾で作成された各種証憑類に対して、印紙税が課されます。その税率は、特定の金銭領収書は 0.4%(入札者による保証金は 0.1%)、動産売買契約書は 1 契約ごとに NT\$12、請負契約書は契約額の 0.1%、不動産の売却、移転および分割に関する契約書は契約額の 0.1%です。なお、政府は 2019 年後半に印紙税の廃止を提案しましたが、2021 年 3 月現在、決定していません。